

岡崎市行財政改革大綱

平成27年2月

岡 崎 市

目次

1	はじめに	1
2	改革の視点	2
	(1) 市民の視点に立ち、質の高いサービスを提供する行政	
	(2) 市民との協働による行政	
	(3) コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政	
3	改革の柱	2
	(1) 開かれた市政の推進	
	(2) 成果を重視した行政経営の推進	
	(3) 効率的な執行体制と職員力の向上	
	(4) 健全な財政運営の推進	
	(5) 広域行政の推進	
4	改革の進め方	5
	(1) 計画期間	
	(2) 推進方法	
	(3) 推進体制	

1 はじめに

平成 19 年 4 月に「地方分権改革推進法」が施行され、国と地方公共団体は分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進するものとして、この基本理念に基づき、地方公共団体は行政の簡素化及び効率化を推進する責務があります。また、地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、行政体制の整備及び確立を図る必要があります。

本市では、これまで行財政の効果的かつ合理的運営、市民サービスの向上を図るため、昭和 60 年 9 月から 6 度にわたり行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、定員及び給与の適正化などに取り組むとともに、利便性の高い市民サービスの向上にも積極的に取り組んできました。

本市の財政状況は、リーマン・ショック以降の急激な景気の悪化や東日本大震災の影響からは、緩やかながら回復の兆しが見られます。しかし、社会保障関係経費は依然として増加傾向にあり、また南海トラフ巨大地震等の災害に対する備えや、少子高齢化と人口減少社会への対応、今後老朽化を迎える公共施設の維持・管理など、多くの課題を抱えており、これからも厳しい財政状況が見込まれます。

今後も、自己決定、自己責任の原則の下、限られた財源の中で事業の選択と集中を図り、人員等の行政資産を最大限に活用し、行政のスリム化と同時に満足度の高い市民サービスを提供するとともに、平成 28 年に迎える市制施行 100 周年を契機に、都市のブランド力を高め活力ある岡崎市を築くことにより、第 6 次岡崎市総合計画に掲げる将来都市像「人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎」の実現に向け、都市の持続性を見据えた行財政運営を行います。

2 改革の視点

市民の福祉の増進を図るため、次の視点から行財政改革に取り組みます。

(1) 市民の視点に立ち、質の高いサービスを提供する行政

市は、多様化する市民ニーズを的確に把握し、それにこたえたサービスを提供する責務があるため、常に、市民の視点に立ち、より良いサービスを求め、市民にとって真に必要な質の高いサービスを提供します。

(2) 市民との協働による行政

地方分権の進展に伴い、自己決定、自己責任の原則の下、市の諸課題に自主的かつ総合的に取り組み、市民ニーズにこたえることが要求されるため、市民（市民力）と市（行政力）がパートナーとして連携し、市民との協働による行政を推進します。

(3) コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政

最少の経費で最大の効果を挙げることは行財政運営の基本原則※¹ であるため、コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政を推進します。

※¹ 「行財政運営の基本原則」：地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しており、地方公共団体の事務処理に当たっての基本原則である。

3 改革の柱

行財政改革の推進に当たっては、「市民の視点に立ち、質の高いサービスを提供する行政」、「市民との協働による行政」、「コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政」の3つの視点に基づき、次の5つの柱に体系化します。

(1) 開かれた市政の推進

市民への多角的な市政情報の提供、政策立案段階からの市民参画などを推進し、市民の意見・意向を的確に反映でき、市民との協働を基本とした開かれた市政を実現します。また、市民、NPO、企業、行政など多様な主体が協働してまちづくりを担う仕組みを構築し、多様化・複雑化している地域課題や市民ニーズに間違いなく対応します。

ア 行政情報の多角的な提供、情報発信力の強化

シティプロモーション※²の推進

各種広報媒体を活用した市政情報の発信

出前講座の充実
広聴活動の拡充
公共データの民間開放※³の推進

イ 公正の確保と透明性の向上

情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用
パブリックコメント制度の推進
外部監査制度※⁴の有効活用
入札・契約方法における透明性の確保と競争性の向上

ウ 市民参加と協働の仕組みづくり

審議会への公募委員の登用、審議会の公開
地域コミュニティ※⁵活動の推進

※² 「シティプロモーション」：将来にわたり市が活力を維持し持続的に発展するため、魅力づくりを推進し、それを市内外に発信する活動

※³ 「公共データの民間開放」：国や地方公共団体が保有する地図情報などの公共データを二次利用可能な形で民間に開放することで、透明性・信頼性の向上、経済活性化などを目指す取り組み

※⁴ 「外部監査制度」：監査委員による監査とは別に、地方公共団体が弁護士、公認会計士、監査事務の精通者、税理士等と外部監査契約を締結し、財務等の監査を受けようとする制度

※⁵ 「地域コミュニティ」：地域社会における暮らしを向上させるため組織された住民を構成員とする共同体。現在、集落に町内会、小学校区に総代会や社会教育委員会等を組織化

(2) 成果を重視した行政経営の推進

行政サービスの生産性や生み出される成果を管理基準とする行政評価※⁶を組織マネジメントに活用し、成果志向に基づいた行政経営を実践します。

ア 利便性の高い市民サービスの向上

市民の視点に立った窓口サービスの充実・向上
公共施設の利便性の向上
社会保障・税番号制度※⁷の適正な運用及び個人番号カードの普及促進

イ 事務事業の見直し

各種システムの導入、見直し
行政評価の活用

業務改善運動の推進

ウ 簡素かつ効率的な行政の推進

民間委託の推進、指定管理者制度※⁸の活用、P F I 手法※⁹の活用
外郭団体※¹⁰の見直し

- ※6 「行政評価」：政策、施策、事務事業等について、客観的数値による成果指標等を用いて有効性、効率性等を把握することにより、行政の現状認識、課題の発見につなげるシステム
- ※7 「社会保障・税番号制度」：複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという事実の確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）
- ※8 「指定管理者制度」：公共施設の管理は公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に委託先が限定されていたが、住民サービスの向上、経費の節減等を目的として公共施設の管理に民間の能力を活用する制度
- ※9 「P F I 手法」：公共サービスの提供に際して、地方公共団体が直接整備せずに民間資金を利用して民間に施設の整備、維持管理と公共サービスの提供を委ねる手法
- ※10 「外郭団体」：市が資本金・基本金の4分の1以上を出資している団体

(3) 効率的な執行体制と職員力の向上

効率的な執行体制の確保や人的資源の有効活用に努めるとともに、市民に信頼される人材の育成を進めます。

ア 組織の効率化

行政課題に即した組織機構の見直し

イ 定員管理の適正化

定員適正化計画の推進

ウ 人材の確保と育成

人物本位の採用の強化などによる優秀な人材の確保

多様な採用制度の活用

成果と育成を重視した人事評価の実施

エ 給与の適正化

社会経済情勢の変化を踏まえた給与制度や諸手当の見直し

評価と処遇の連動の強化

(4) 健全な財政運営の推進

中長期的な視野に立ち、安定した財源の確保を図るとともに、資産・債務改革に取り組み、限られた財源を重点的、かつ、効果的に配分し、健全な財政運営を進めます。

- ア 計画的な財政運営の推進
 - 指標管理による財政硬直化の抑制
 - 基金による年度間の財源調整
- イ 積極的な財源の確保
 - 市税等の収納率の向上
 - 新たな自主財源の確保
 - 地域経済の活性化
- ウ 受益者負担の適正化
 - 使用料、手数料の見直し
 - 補助金、負担金の見直し
- エ 地方公営企業、特別会計の健全な運営
 - 病院改革プランの推進
 - 水道事業・下水道事業の健全な運営
 - 特別会計事業の健全な運営
- オ 公有財産の効果的・効率的運営
 - ファシリティマネジメント※11の実施
 - 公共施設マネジメント※12の実施
 - 資産の有効活用

※11 「ファシリティマネジメント」：保有する設備や資源、空間等を最も効率的に管理し運用するための経営手法

※12 「公共施設マネジメント」：長期的な費用推計と需給バランスを踏まえて、最適な施設配置を実現し、持続可能な公共施設サービスを提供していくための経営手法

(5) 広域行政の推進

経済社会生活圏の広域化に伴う近隣市町との連携調整を進め、広域行政による効率的な行財政運営を実践します。

- ア 公共施設の共同化と適正配置
- イ 広域事務処理の拡大

4 改革の進め方

(1) 計画期間

平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

(2) 推進方法

ア 計画期間内で成果を上げるため、本大綱に基づく年次ごとの推進計画を策定し、計画的に行財政改革を推進します。

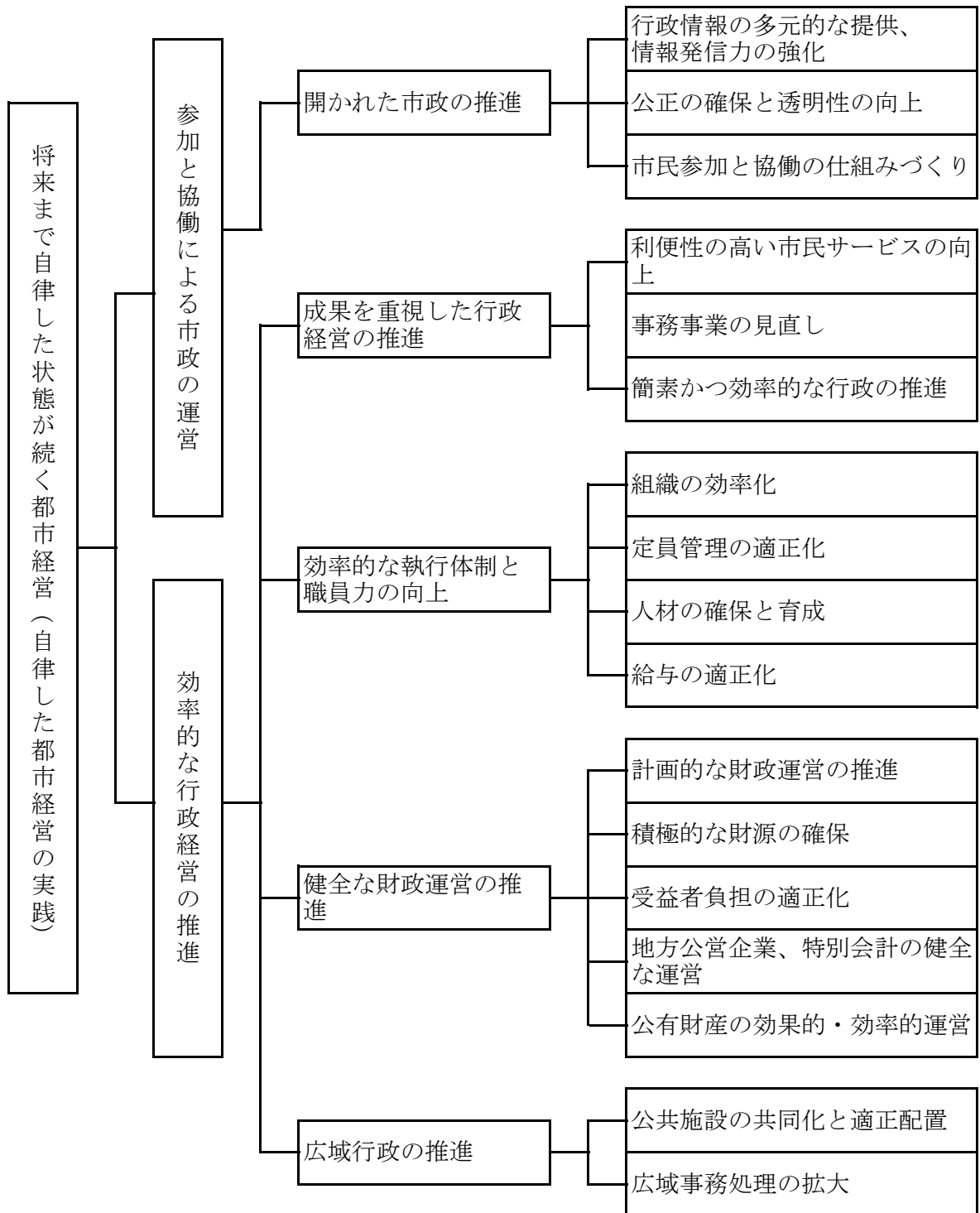
イ 推進計画の目標値は、できるだけわかりやすい指標を用いるものとし、進捗管理を行い、毎年度実績を公表します。

(3) 推進体制

ア 市長を本部長とする「岡崎市行財政改革推進本部」を中心に、行財政改革を積極的に推進します。

イ 学識経験者、市民公募委員で構成される「岡崎市行財政調査会」の意見を踏まえて、行財政改革を推進します。

行 財 政 改 革 大 綱 体 系 図



行 財 政 改 革 推 進 体 系 図

